

○環境本省の「地域循環圏形成推進に向けた検討会」の動向について

九州地方環境事務所
廃棄物・リサイクル対策課

地域循環圏の形成は、循環資源そのものや地域の特性などに対し、従来からの見方や捉え方を変えることで、未活用であった循環資源を、地域の特性である自然、人材、文化などと融合させ、様々な付加価値をもつ循環型社会を形成するものです。このため、地域活性化や経済活性化など、社会が直面して諸問題の解決の糸口になるものとして大いに期待されています。

環境本省では「地域循環圏形成推進に向けた検討会」（非公開）を設置（平成 21 年度より）し、「地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては、循環の環を広域させていく」といった考え方にに基づき、望ましい地域循環圏のあり方や課題・方策について検討を重ねており、今年度は、地域循環圏形成に向けた関係者の取り組み方策等をまとめた「地域循環圏形成推進ガイドライン」を策定する予定です。

ガイドラインの概要は以下のとおりです。

【ガイドライン全体構成素案】

第Ⅰ編 地域循環圏の概念～地域循環圏とは～

概念を整理し、具体的な事業モデルのイメージを示している。また地方自治体をはじめ広く、地域循環圏形成の推進に取り組んでいただけるよう構成。

- ・期待される効果
- ・類型パターン
- ・展開イメージ

第Ⅱ編 構想・将来ビジョンの策定編

地域循環圏の形成推進の流れや関係者の役割分担を踏まえた構想策定や将来ビジョンづくりについて取りまとめる。

- ・ビジョン策定手法、ネットワークづくり
- ・プロジェクト発掘の在り方
- ・アプローチ手法（廃プラ、湿潤系バイオマス、小型家電リサイクル、木質系バイオマス）

第Ⅲ編 地域循環形成に係るビジネスモデルのイメージ編

地域循環圏の形成に必要な推進を支える組織化・推進ネットワークづくりについて取りまとめる。

参考編 評価ツールの紹介等

地域循環圏を形成する構想策定時に用いる評価支援ツールについて、利用方法と評価事例を示すよう構成。

- ・評価ツールの紹介
- ・地域活性化の評価アプローチ

用語集・よくある質問

- 地域循環圏の形成には多くの関係者の連携や協働が不可欠。
- 地域循環圏を指す「地域」については、必ずしも限定された定義があるわけではない。
- 今後多様な事業モデルが創設され、形成における取組効果の高度化、多様化が期待される。
- このため、ガイドライン本体は適宜改訂していくことを想定